

『H31年度税制改正大綱(1) 消費税対策を徹底』

自民・公明両党は先般、31年度税制改正大綱を公表した。今後数回にわたり掲載するうち、今回は基本的考え方を述べる。

○消費税率10%への引上げに備え、需要変動の平準化に向けた対策や軽減税率制度の準備促進に向けた取り組みを徹底する。引き上げ後の一定期間、自動車と住宅の購入に対する税制上の支援策を講ずる。○「生産性革命」と「人づくり革命」に向け、研究開発税制を見直すと同時に、中小企業による生産性向上のための投資や、地域経済を牽引する企業に対して支援策を講ずる。○平成30年度税制改正における法人の事業承継税制に続き、個人事業者への贈与税・相続税の納税猶予制度を創設する。○税収が安定的な地方税体系の構築に取り組むため、地方法人課税における税源の偏在を是正する。○パリ協定に基づく削減目標の達成や災害防止に向け、森林整備等を推進する安定的な地方財源とするべく森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。○日本企業の海外展開における公平な競争条件を確保し、課税逃れに効果的に対応するため、電子化を含む経済実態の変化等に応じた国際的なルール作りに積極的に参画する。○仮想通貨取引等、経済取引の多様化・国際化が進む中、納税者による自主的で適正な申告を確保する環境整備を進める。



『相続税の税額合計は2兆円 29年、前年を上回る—国税庁』

国税庁は29年分(暦年)の相続税の申告状況と29事務年度(28年7月～29年6月)における相続税の調査状況を公表した。申告状況によると、被相続人数は約134万人(28年は約131万人)。このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約11万2千人(同約10万6千人)で、課税割合は8.3%(8.1%)となり、前年より0.2ポイント増加した。課税価格の合計は15兆5,884億円(14兆7,813億円)。被相続人1人当たりでは1億3,952万円(1億3,960万円)。税額の合計は2兆0,185億円(1兆8,681億円)。被相続人1人当たりでは1,807万円(1,764万円)。相続財産の金額の構成比は、土地36.5%(38.0%)、現金・預貯金等31.7%(31.2%)、有価証券15.2%(14.4%)の順。一方、調査状況によると、実地調査1万2,576件のうち申告漏れ等の非違があった件数は1万0,521件(同9,930件)で、非違割合は83.7%(82.0%)となった。申告漏れ課税価格は3,523億円(3,295億円)。1件当たりでは2,801万円(2,720万円)。追徴税額(加算税を含む)は783億円(716億円)。実地調査1件当たりでは623万円(591万円)だった。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます